

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	国会キーワード「本会議における質疑」
著者 / 所属	佐藤 千尋 / 議事部議事課
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	459号
刊行日	2023-8-2
頁	228
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20230802.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

本会議における質疑には、国務大臣の演説に対する質疑、国務大臣の報告に対する質疑や国会法第56条の2の規定による議案の趣旨説明に対する質疑などがあり、大臣からの発言（演説や報告、議案の趣旨説明など）を聴取した後、各会派の代表者が質疑を行うのが一般的な流れとなります。

質疑の議事を行うに当たっては、各会派の質疑者数、質疑順序及び質疑時間を、各会派の所属議員数を考慮して議院運営委員会において協定することとなっており（参議院先例251号）、あらかじめ同理事会において協議されることとなります。本会議において質疑を行うことができる会派は、原則として所属議員10名以上の会派に限られますが、常会における国務大臣の演説に対する質疑及び決算の概要報告に対する質疑については、所属議員5名以上の会派に割り当てる旨が議院運営委員会理事会で決定されています（前者は昭和55年1月24日、後者は平成16年2月26日理事会決定）。

議院運営委員会理事会において、次回本会議の議事案件が確認され、質疑を行うことが決まると、質疑を行う会派は、参議院規則第91条に基づき、議長宛てに質疑通告を提出します。質疑通告には、質疑を行う案件、質疑者名、質疑時間及び答弁要求大臣が記されています。

質疑で要求できる答弁者は、一人の質疑者に対し5名までと決まっています（昭和38年1月22日、昭和44年4月14日議院運営委員会理事会決定）。なお、各大臣は、憲法第63条に基づき、所管する案件が議題となる場合や、答弁を要求された場合に本会議に出席することとなりますが、議院運営委員会理事会における協議を経て、内閣総理大臣が出席した上で質疑が行われる場合もあります。また、国務大臣の演説に対する質疑では全大臣が出席するほか、決算の概要報告に対する質疑についても、全大臣が出席する例となっています（参議院先例347号、348号）。

実際の本会議当日の質疑では、答弁要求大臣が複数となる場合であっても、委員会における質疑のように一問一答ではなく、まず、質疑者が質疑事項を全て述べてから、議長の指名により答弁を求められた大臣が順次答弁を行います。なお、議院運営委員会において協定される時間は飽くまで会派に割り当てられる質疑の時間であり、答弁にかかる時間は含まれません。同委員会において事務総長が本会議の所要時間を説明していますが、これは答弁にも質疑時間と同程度の時間を要するとの前提で積算しているものであり、実際の議事の所要時間は、答弁の長さ等により前後することとなります。

本会議において質疑を行う案件については、議院運営委員会理事会でその都度協議することとなりますが、第211回国会（常会）（令和5年1月23日～6月21日）では、政府に対して20回以上の質疑が行われました。政府4演説に対する質疑（1月27日）では、先例に倣い、所属議員5名の会派による質疑が行われ、その際、歴史上初めて本会議場において電子機器の音声による質疑が行われました。

さとう ちひろ
（佐藤 千尋・議事部議事課）